

2 トンユニック車

貸出条件

NPO法人 京都UC会

- 1、 本会員による使用として限定する。(また貸し等の禁止)
- 2、 軽油燃料は満タン返しとする。
- 3、 安全運行の為、日常点検表をもとに点検し点検表を提出する。
- 4、 使用料は1日/5000円とし、月末まで翌月末、振込による支払いとする。(振込手数料は自社負担とする。)
- 5、 災害時等は緊急出動ができるよう活動体制が取れる状態にする。
- 6、 貸出しは予約制とし、返車の際は必ず担当者に連絡し鍵を返却する。
- 7、 有資格者の使用とする。無資格者による事故等については、当会は一切責任を負わないこととする。

平成 年 月 日

京都UC会

担当者 迫田 (サコタ)

連絡

090-6238-3207

FAX0774-23-9880

日常点検表 (氏名)		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
ブレーキ	踏みしろ、きき具合					
	ブレーキオイルの量					
	駐車ブレーキレバーの引きしろ					
	タイヤの亀裂・損傷・摩耗・空気圧					
	バッテリー液の量					
原	冷却水の量*					
	エンジンオイルの量					
	エンジンのかかり具合、異音					
	ヘッドランプ・ブレーキランプ、ウインカーの点滅具合、汚れ、損傷					
動機	ウィンド・ウォッシャー液の量、噴出具合					
	ワイパーの拭き具合					
	運行において異常が認められた箇所					

- ・ 点検の良否は、異常のない場合は○、異常のある場合は×を記入。
- ・ 上記点検で異常があれば連絡下さい。
- ・ *印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から適切な時期に行うことで足りる。

社有車貸出申請書		品名	保管場所			
貸出年月日	貸出走行距離	氏名	使用地域	返却予定日	返却確認	返却走行距離
例) H25・5・1	45,500km	〇〇 〇〇	宇治市 木幡	H25・5・10	○	46,000 km
・	・			・	・	
・	・			・	・	
・	・			・	・	
・	・			・	・	

- ※ ユニック車は中型免許以上を有するものとする。
- ※ 無理な作業による故障は借受人負担とする。
- ※ 当会の大切な財産ですので、善良なる管理者の注意義務を持って使用するようお願いします。
- ※ 貸出条件を遵守出来ないものは以後の貸出しは禁止とする。